

## F - 15 戦闘機及び空中給油機の早朝離陸に対する意見書

去る4月23日早朝に、米空軍嘉手納基地所属のF - 15イーグル戦闘機3機と空中給油機2機が、製造年の新しい機体と入れ替えるために早朝離陸を行った。

米軍は、周辺住民への騒音影響が及ぶことを認識しながらも、運用上の必要性和安全面を注意深く考察し、早朝離陸を行うとのことである。

本町議会は、事あるごとに早朝の飛行中止や他の基地を経由して離陸するよう関係機関に要求してきたにもかかわらず、戦闘機の機体更新を理由に早朝離陸を強行したことは、地域住民の声を軽視し配慮に欠けた基地の運用であると言わざるを得ない。

また、嘉手納基地では、昨年11月から約3か月間、米本国での墜落事故以降3回の飛行停止の措置が行われている中、嘉手納基地所属の同機種2機からも亀裂が見つかり基地周辺住民に大きな不安と恐怖を与えており、早朝離陸は、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

同基地では外来機の飛来が後を絶たず、4月19日午前米海軍が契約したMK58航空機1機が、ブレーキの故障が原因で滑走路を外れ緑地帯に突込む事故が発生した。事故現場は、県道74号線から数十メートルの距離で一步間違えば大惨事になりかねない事故である。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 運用上の理由や訓練等に伴う深夜・早朝離陸を一切行わないこと。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されているF - 15戦闘機を即時撤去すること。
- 3 基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年4月25日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長